

(縦 覧 用)

平成29年 9月28日 開 会

平 成 2 9 年 第 6 回

農 業 委 員 会 会 議 録

つ る ぎ 町 農 業 委 員 会

つるぎ町農業委員会会議録（平成29年 第6回）	
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 町役場分庁舎 2階会議室
開 会 時 間	平成29年 9月28日（木） 午後13時30分
閉 会 時 間	平成29年 9月28日（木） 午後14時00分

出席及び欠席委員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（2番）	坂本 誠治	○		委 員（7番）	丸本 昭		○
職務代理（8番）	堀部 勝博	○		委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（1番）	三反田 哲雄	○		委 員（10番）	小栗 利文	○	
委 員（3番）	岡本 伸清	○		委 員（11番）	桑平 稔	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫		○	委 員（12番）	松岡 和夫		○
委 員（5番）	塩田 勇	○		委 員（13番）	小倉 正	○	
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	5番 塩田 勇	11番 桑平 稔
---------	---------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 三木 健司 つるぎ町農業委員会事務局 榎地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農林課 主幹 山蔭 和義

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画による利用権設定について

日 程 第 3 その他

会 議 の 経 過

事務局長 それでは、皆様おそろいのようなので、ただいまから平成29年第6回農業委員会を始めさせていただきます。

本日、3名の委員さんが欠席であります、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 一言、ご挨拶を申し上げます。

朝夕肌寒さを感じる今日この頃ですが、委員の皆様におかれましては、お元気なお姿を拝見いたしまして安心しております。

また、8月末に行いました農地パトロールにおきましては、お忙しい中たいへんご苦勞様でした。農地の利用状況調査と兼ねておりますが、遊休農地などが確認されたことと思えます。

年とともに、過疎高齢化や担い手不足によりまして、農地の保全が困難になってきている状況ではありますが、引き続き委員の皆様方には、遊休農地等の解消に向けた一層の取り組みをお願いいたします。

さて、先般、総会のご案内を差し上げましたところ、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして、本会議が開催できますこと厚くお礼申し上げます。

本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますと伴に、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、座っての進行と、させていただきます。

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

各委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。それでは指名させていただきます。

「5番委員」さん、「11番委員」さん、ご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

(3 条)

議長 続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長 座って説明させていただきます。

議案書1ページと、会議資料の1ページから8ページまで順次お開き下さい。

「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。

1件目は、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「半田字上蓮98番地1・地目は畑・面積1,253㎡」の土地、贈与による所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。順次、担当委員さんの意見をお願いいたします。この申請については、3番委員さんの担当地区となっておりますので、よろしくをお願いします。

3番委員 No.1の申請地について報告いたします。9月20日に事務局と現地確認をしました。

申請地については、会議資料8ページの位置図にありますように、半田中学校より県道上蓮小野線を八千代方面へ約4.8km先に八千代方面、上蓮方面の分岐点があり、そこから上蓮方面へ約2.5km先に申請者宅がありその東側にある土地でございます。

以前より、譲受人の眞鍋さんが譲渡人の前田さんより管理を依頼されており、双方との間でこの度、贈与の話が整ったので申請があがったようです。

取得後においては、お茶、季節野菜、果樹を植栽する計画となっております。

農地利用でございますので問題はないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 No.1につきまして、担当委員より報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

(4条申請)

議長 続きまして、日程第2・議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書2ページと会議資料の9~16ページを順次お開き下さい。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。

申請は1件でございます。

申請人は「●●●●●」さん、申請地は、「貞光字大坊10-2、地目は畑、面積340㎡の内150㎡」を、駐車場に転用する申請でございます。

この土地については、農用地区域外の農地で、住宅に隣接した土地であり、小集団の生産力の低い農地に該当するものと考え、第3種農地であると判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。この申請について、担当委員の6番委員さんの意見をお願いいたします。

6番委員 申請地について、現地調査を行いましたので、報告致します。

申請地は、会議資料の16ページの位置図にありますように、松尾神社交差点より、国道438号を一字方面へ600m程先にテクノスクール入口があり、そこから西へ100m程でございます。

申請人は申請地より徒歩3分の所に旧宅を所有しており、既存の駐車場が手狭であり今回、所有農地の一部を駐車場と使いたく申請したようです。

また、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。

以上、よろしくお願い致します。

議長 担当委員さんの説明が終わりました。只今のNo.1について、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」については、承認することに決定致します。

(5条申請)

議長 続きまして、「日程第2 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 議案書3ページと、会議資料の17ページから24ページを順次お開き下さい。「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。

1件目は、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さん、申請地は、「半田字田井81番地7・地目は畑・面積168㎡」の土地住宅敷地の使用に伴う、売買による所有権移転でございます。

この土地については、農用区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、生産力の低い、小集団の第2種農地で、許可要件は満たしていると考えます。

続きまして、会議資料の25ページ～30ページを順次お開き下さい。

2件目は、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さん、申請地は、「貞光字前田42番地4外・地目は畑・面積99㎡」、駐車場の使用に伴う、売買による所有権移転でございます。

土地については、農用区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、生産力の低い小集団の第3種農地で、許可要件は満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。No.1については、私の担当地区となっておりますので、報告いたします。

議長 それでは、農地法第5条許可申請について報告致します。

この申請については、9月21日事務局と現地調査いたしました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の24ページの位置図にありますように、半田スーパーより南へ160m程進みますと最初の交差点があり、そこから左へ130m程進みますと右側に申請地がございます。

住宅敷地への転用でございます。

現在は、町内の賃貸住宅で暮らしていますが、今般、日当たりが良く学校にも近い申請地を買受け、自己住宅を建築したいようです。

また、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。

ご承認の程、よろしくお願い致します。

議長 ただいまの報告に対して、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第3号のNo.1については、承認することに決定致します。

議 長 続きまし、No.2については、6番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしく願いいたします。

6番委員 No.2の申請地について、報告致します。

申請地は、会議資料の30ページの位置図にありますように、松尾神社より、国道438号を一字方面へ790m程進むと町営八幡団地があり、申請地はその西隣にある土地でございます。

申請者は、この度売買契約にて住居、雑種地を買受け現在住居リフォームしており、駐車場スペースが狭くなりこの度申請地も買受け駐車場へ転用するようです。

また、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。

よろしく願い致します。

議 長 No.2について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委 員 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号のNo.2については、承認することに決定致します。したがいまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」はすべて承認することに決定致します。

利 用 権

議 長 続きまして「日程第2 議案第4号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案書の4ページ並びに会議資料の31～35ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」今回は、再設定1件、新規1件でございます。

1件目、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字上喜来228番地1の畑、1,708㎡、同じく701番地3の畑、75㎡、同じく238番地1の畑、1,438㎡、同じく191番地の畑、1,154㎡、同じく188番地1の畑、1,780㎡を賃借権10年の再設定です。作目は228番地1から191番地はユズ、188番地1はしきびです。次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字太田東289番地の田、754㎡を使用貸借権3年の新規設定です。作目は水稻です。

場所は、35ページにありますように、国道192号より太田幹線を300m程進んだ先に有限会社igu保険プランナーがあり、その東側にある農地です。

以上、再設定1件、新規1件、合計6,909㎡でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。

なお、今回の第4号議案中に本委員会の委員さんの案件が入っておりますので「農業委員会等に関する法律第24条第1項」により、議事参与の制限ということで、恐れ入りますが「10番委員さん」にはしばらくの間、退席をお願い致します。

[退席をする。]

只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようございますので、日程第2・議案第4号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

議事が終了致しましたので「10番委員さん」に対する議事参与の制限を解除致します。

(委員入室着席)

(その他)

議長 次に、「日程第3その他」について、議題といたします。

事務局長 事務局方から何点か事務連絡をさせていただきます。

1. 農地利用意向調査について
2. 報酬について
3. 農業委員の活動実績四半期報告用紙について

以上別紙にて説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたが、只今事務局から説明のありました件について、ご意見等ございませんか。

1番委員 農地利用意向調査についてですが、リストだけでは、現地がどこかわからない。

事務局 現地の写真はこちらで用意してあります。

個別で聞きにきてください。

議長 ほかに、ご意見等ございませんか。

議長 ご意見等ないようございますので、これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終了 午後14時00分

平成29年9月28日

つるぎ町農業委員会 会長 坂本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 5番委員

議事録署名者 11番委員